

幼保連携型認定こども園 相川保育園 運営規程

(施設の名称等)

第1条 社会福祉法人相川教道福祉会が設置する幼保連携型認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 幼保連携型認定こども園 相川保育園
- (2) 所在地 山梨県甲府市小松町 316

(施設の目的)

第2条 幼保連携型認定こども園 相川保育園（以下「当園」という。）は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。

- 2 当園は、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、特定教育・保育を提供するよう努める。
- 3 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 4 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(提供する特定教育・保育の内容)

第4条 当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

(保護者に対する子育て支援の内容)

第5条 当園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援するものとする。

2 当園は、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。

3 当園は、保護者に対する子育ての支援において、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努める。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 当園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 園長 1人

園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。

(2) 副園長(教頭) 1人

副園長(教頭)は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。また、園長に事故があるときはその職務を代理し、園長が欠けたときはその職務を行う。

(3) 事務長 1人

事務職員は、当園の事務を行う。

(4) 主幹保育教諭 2人

主幹保育教諭は、園長(及び副園長)(及び教頭)を助け、命を受けて園務の一部を整理し、園児の教育・保育をつかさどる。また、計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務を行い、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て活動等に積極的に取り組む。

(5) 保育教諭 16人(常勤12人、非常勤3人)

保育教諭は、園児の教育・保育をつかさどる。

(6) 講師 3人(常勤0人、非常勤3人) 体操・書道・英会話

講師は、保育教諭に順ずる職務に従事する。

(7) 栄養士 2人

栄養士は、こどもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食、除去食に係る献立を作成するとともに、当園全般の食育を行う。

(8) 調理師 1人

調理師は、献立に基づき栄養士と共に離乳食、乳幼児食、幼児食、除去食に係る調理、当園全般の食育を行う。

(9) 一時保育担当

(10) 地域子育て支援センター担当(常勤1名・非常勤1名)

(11) 児童クラブ担当(非常勤1名・派遣2名)

(12) 嘱託医2名(内科1名・歯科1名)

(13) 薬剤師(1名)

(特定教育・保育を行う日)

第7条 当園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

2 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

(1) 教育標準時間認定こどもに係る休業日

ア 土曜日・日曜日

イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

ウ 年末年始休業(12月29日から1月3日まで)

エ 夏季休業(8月13日から8月16日まで)

オ 冬季休業(12月28～1月4日)

カ 春季休業(3月29日から3月31日まで)

(2) 保育認定こどもに係る休業日

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

ウ 年末年始休業(12月29日から1月3日まで)

- 3 当園は、前2項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用こどもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。
- 4 当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

(特定教育・保育の提供を行う時間等)

第8条 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間(11時間)は、午前7時00分から午後6時00分の範囲内で、利用こどもの保護者が保育を必要とする時間とする。
- (2) 保育短時間認定に係る保育時間(8時間)は、午前8時00分から午後4時00分の範囲内で、利用こどもの保護者が保育を必要とする時間とする。
- (3) 教育標準時間は、午前10時00分から午後3時00分とする。

2 当園の開所時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日 午前7時00分から午後7時00分。
- (2) 土曜日 午前7時00分から午後6時00分。

- 3 当園は、保育認定こどもが、やむを得ない理由により、保育標準時間認定に係る保育時間(11時間)及び保育短時間認定に係る保育時間(8時間)の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において延長保育事業を実施することとする。
- 4 当園は、教育標準時間認定こどもが、やむを得ない理由により、教育時間の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において預かり保育を実施することとする。

(利用者負担その他の費用等)

第9条 当園は、甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第1項の規定により、利用こどもの居住する市町村が定める額の利用者負担額を利用こどもの保護者から徴収する。

- 2 当園は、甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第3項の規定により、当園の特定教育・保育の質の向上を図るため、別表1に掲げる特定利用者負担額を徴収する。

- 3 当園は、甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第4項の規定により、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用、別表2に掲げる特定利用者負担額を徴収する。
- 4 当園は地域子育て支援センター、一時保育、小規模放課後児童クラブについては別表の各事業実施要綱により定めた額とする。

(利用定員)

第10条 利用定員は、次のとおりとする。

- (1) 法第19条第1項第1号のこども（以下「1号認定こども」という。）15人
- (2) 法第19条第1項第2号のこども（以下「2号認定こども」という。）38人
- (3) 法第19条第1項第3号のこども（以下「3号認定こども」という。）32人

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第11条 当園は、教育標準時間認定子どもの保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒まない。

- 2 当園は、市が行った利用調整により保育認定こどもの当園の利用が決定されたとき又は保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第12条 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用こどもの保護者とその内容を確認し、同意を得る。

- 2 当園の利用こどもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第1号から第3号に規定する小学校就学前こどもの区分に該当しなくなったとき。
- (2) 利用こどもの保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。
- (3) 市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。
- (4) その他、利用継続において運営に支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第13条 当園の職員においては、特定教育・保育の提供を行っている利用こどもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用こどもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第14条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第15条 当園は、利用こどもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(秘密保持)

第16条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用こども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用こどもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用こどもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

(苦情解決)

第17条 当園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

- 2 当園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 当園は、市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 当園は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。

(記録の整備)

第18条 当園は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存する。

(1) 特定教育・保育の提供に当たっての計画

(2) 特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録

保育事務日誌・沿革に関する記録・職員に関する記録・重要な会議の会議録・報告及び関係機関との往復文書・入所児童に関する書類・給食及び調理関係の記録・防災に関する記録・会計、経理に関する諸帳簿

(3) 苦情の内容等の記録

(4) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(欠席)

第19条 園を欠席するときは、保護者は口頭又は文書で園長に届け出ること。

(休園)

第20条 利用こどもは、利用こどもの同居家族に伝染病等の発生により他の利用こどもに感染する恐れがあると園長が認めたときは休園を命じることができる。

(家庭連絡)

第21条 園長は、常に次の事項に当たっては、保護者との密接な連絡を取り、理解と協力を得るよう努めなければならない。

(1) 利用こどもの登園、降園時における健康状態

(2) 欠席利用こどもに対してその理由

(3) 家庭事情の変動

(4) 家庭保育の状況

(給食)

第22条 園長は、利用こどもの給食を行うにあたって次の事項を実施しなければならない。

(1) 献立の作成は、栄養、カロリー、嗜好等に留意すること。

- (2) 献立表は、14日ごと作成し、園長が確認すること。
- (3) 嗜好調査は、年1回以上行うこと、残食については、その都度給食日誌に記載すること。
- (4) 食品の調理、加工及び貯蔵は清潔で衛生的な環境で行うこと。
- (5) 食品類の消毒は、その都度行うこと。
- (6) 保存食は、-20℃以下で2週間以上保存すること。
- (7) 検食は、毎食行いその結果を記録すること。

2 給食担当職員の検便は、毎月1回以上実施しなければならない。

(健康管理)

第23条 園長は、利用こどもの健康管理について次の事項を実施しなければならない。

(1) 利用こどもの健康診断は、入所時及び毎年定期的に2回以上行うこと。

2 園長は、利用こどもが疾病にかかった場合は、その療養のため適切な措置をこうずるとともに必要に応じて医務室に収容するものとする。但し、施設内の医務的処置を行うことができない場合は関係機関に連絡をし必要な措置をこうずること。

(衛生管理)

第24条 園長は、利用こどもの衛生管理について次の事項を実施しなければならない。

(1) 利用こどもの被服及び寝具を常に清潔に保つこと。

(2) 保育室、遊戯室、その他常時使用する場所の消毒は月1回以上行うこと。

(3) 寝具の日光消毒は、週1回以上行うこと。

(4) 便所の消毒は、週1回以上行うこと。

(5) 園内において伝染病が発生したときは、関係市町村及び保健所に連絡し必要な措置をこうずること。

(防災管理)

第25条 園長は、防火管へ理上必要な業務を行わせるために防火管理者を定めなければならない。

2 防火管理者は、消防計画を作成し、所轄消防署へ届け出なければならない。

(緊急時における対応方法)

第26条 園の職員は、教育・保育の提供を行っているときに、利用こどもに病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は利用こどもの主治医に連絡する等、必要な措置を講ずるものとする。

2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、甲府市及び利用こどもの保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 利用こどもに対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(災害対応)

第27条 園長は、非常災害に備えて次の対策を講じなければならない。

(1) 次に掲げる防災設備について常に使用できるよう整備しておくこと。

ア、消火器、防火用水等の消火設備

イ、非常口、非常階段等の避難設備

ウ、火災報知器等の警報設備

(2) 防火設備、火気取り扱い場所等の点検を次により実施すること。

ア、防災設備月1回以上

イ、火器取り扱い場所及びその隣接場所毎日

ウ、屋内配線状況年2回以上

(3) 消火、避難及び救出に対する訓練は、月1回以上行うこと。

(4) 不審者に対する訓練は年1回以上行うこと。

(5) 非常災害に対するための組織及び活動体制を整えること。

(火気取り締まり責任者)

第28条 園長は、火災予防に備えて各室又は各棟ごとに火気取り締まり責任者を定めなければならない。

(個人情報保護)

第29条 個人情報の保護に関する法律に従い個人情報の性格重要性を十分認識し、その適正な取り扱いを図らなければならない。

(虐待の防止のための措置)

第30条 園は、利用こどもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(地域子育て支援センター、一時預かり、放課後児童クラブ)

第31条 地域子育て支援センター、一時預かり、小規模放課後児童クラブ事業に係る業務については、別紙山梨県及び甲府市小規模放課後児童クラブ事業委託契約書により、事業を行うものとする。

(園長の報告)

第32条 園長は、入所児につき入所承諾を解除又は変更する事由が生じたときは、速やかに入所承諾権者にその旨を届けなければならない。

(委任)

第33条 この規定に定めるものの他必要な事項は、園長が定める。

この規定は、平成元年4月1日から施行する。

平成9年4月1日改正

平成10年4月1日改正

平成11年4月1日改正

平成13年4月1日改正

平成16年4月1日改正

平成 17 年 4 月 1 日改正

平成 18 年 4 月 1 日改正

平成 27 年 4 月 1 日改正

平成 28 年 4 月 1 日改正

平成 29 年 4 月 1 日改正

平成 30 年 4 月 1 日改正

平成 31 年 4 月 1 日改正

令和 2 年 4 月 1 日改正

令和 2 年 7 月 1 日改正

別表 1

(特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担)

項 目	内容，負担を求める理由及び目的	金 額
英語教育に係る費用	情操教育 4歳 5歳 部外講師謝礼	月額 600 円
書道教育に係る費用	情操教育 5歳 部外講師謝礼	月額 1,000 円
体操教育に係る費用	情操教育 3歳 4歳 5歳 部外講師謝礼	月額 500 円
給食費 3歳 4歳 5歳	1号認定・2号認定にかかわる 主食費・副食費	月額 5,350 円 (副食費 4,500 円) + 主食費 850 円)

※園バス利用者については希望者月額 1,500 円

※スイミング利用者についてはスイミングスクールと直接契約のもと希望者実費

2 延長保育に係る利用者負担

延長保育事業、預かり保育に係る利用者負担については、現在検討中

3 子育て支援センター利用者

初回(体験)無料・1回目~5回目まで各 200 円・6回目より無料(1ヶ月利用 1000 円)

4 児童クラブの利用者おやつ代

園におやつ代として月額 2,500 円、甲府市に利用料として月額 5,000 円

(長期休暇は別途甲府市の定める金額)

※ 園は、上記費用の支払を受けた場合(領収書希望者)には、領収証を交付する。